

令和 年度 町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日

田上町長様

特別徴収義務者  
指定番号

住所（所在地）

氏名（名称） ㊟

連絡先

田上町税条例第35条の2及び第35条の3の規定により特別徴収税額の納期の特例について申請します。

特例の適用を受けようとする特別徴収税額

令和 年 月以後の支払に係る給与所得、退職所得に対する特別徴収税額

	区分	給与の支払を受ける者		その内臨時に雇用している者	
		人数	給与支払額	人数	給与支払額
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の給与の支払額	年 月	人	円	人	円
	年 月	人	円	人	円
	年 月	人	円	人	円
	年 月	人	円	人	円
	年 月	人	円	人	円
	年 月	人	円	人	円

現に町税の滞納があり又最近において著しい納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものである時は、その理由の詳細

申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認の取り消されたことがある場合は、その年月日等

有（ 年 月 日取消） ・ 無

## 1. 特別徴収税額の納期の特例制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払いを受ける者が常時10人未満であるものに限ります。
- (2) 特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、町長に申請し承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、下表に記載した期間中の支払いにかかる給与所得、退職所得について特別徴収した町民税・県民税を、それぞれ次に掲げる期間までに納付することができます。

期 間	納 期 限
6月から11月までの徴収分	12月10日
12月から翌年5月までの徴収分	翌6月10日

※ただし、納期限が土・日曜日の場合は、翌月曜日が納期限となります。

- (4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届け出なければなりません。
- (5) 滞納や著しい納付延長があるときは、この承認が受けられないことがあります。また、承認を受けても滞納・納付延長があると、この特例の承認を取り消されることがありますので、ご注意ください。

## 2. 申請書の書き方

- (1) 指定番号は必ず記入して下さい。
- (2) 臨時に雇用している者の人数と支給額は、給与の支払を受ける者の中の内数を記入して下さい。

## 3. 提出先

〒959-1503

新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地

田上町役場 町民課 税務係

TEL 0256-57-6115(直通)

※提出後、審査の上、承認の可否を通知いたします。